

# 貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

資 産 の 部		負 債 ・ 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	172,498	流 動 負 債	45,026
現 金 預 金	109,845	未 払 金	23,333
未 収 運 費	40,468	未 払 費 用	5,059
未 収 金	1,521	未 払 消 費 税 等	3,574
貯 藏 品	429	未 払 法 人 税 等	198
そ の 他 流 動 資 産	20,234	預 り 金	588
		前 受 金	428
固 定 資 産	49,077	前 受 運 費	131
有 形 固 定 資 産	46,407	賞 与 引 当 金	3,396
車 両	22,245	役 員 賞 与 引 当 金	533
建 物	887	リ 一 ス 債 務	7,782
構 築 物	4,669		
機 械 装 置	83	固 定 負 債	12,130
工 具 器 具 備 品	854	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	480
リース 資 産 車 両	17,666	リ 一 ス 債 務	11,650
無 形 固 定 資 産	805		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,864	負 債 の 部 計	57,157
そ の 他 出 資 金	10		
供 託 金	187	株 主 資 本	164,419
繰 延 税 金 資 産	1,666	資 本 金	30,000
		利 益 剰 余 金	134,419
		利 益 準 備 金	7,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	126,919
		繰 越 利 益 剰 余 金	126,919
		(内当期純利益)	(16,292)
		純 資 产 の 部 計	164,419
資 产 の 部 合 计	221,576	負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 计	221,576

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産減価償却累計額 130,005千円

個別注記表

(会計方針に関する事項)

## 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

## (2) 棚卸資産

貯蔵品・・・・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

## (1) 有形固定資産 ・・・ 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに  
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を  
採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年 建物附属設備 5~6年 工具器具備品 5年  
車両運搬具 2~5年

## (2) 無形固定資産 ・・・ 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間  
(5年)に基づく定額法によっております。

## (3) リース資産 ・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては  
当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## 3. 重要な引当金の計上基準

賞与引当金 ・・・ 従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき  
実際支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金 ・・・ 役員の賞与の支給に充てるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金 ・・・ 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. リース取引処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース  
取引開始日が2008年4月1日前に開始するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計  
処理っております。

## 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

## 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」とい  
う。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該  
財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従  
ってますが、これによる当会計期間の期首の利益剰余金及び当会計期間の財務諸表に与える影響はあ  
りません。